

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月〇日、建設業を営むA会社（以下「会社」という。）に採用され、B市所在の会社C支店（以下「支店」という。）に配属となり、営業業務に従事していた。

請求人によれば、被災者は平成〇年〇月〇日、支店が参加を予定していた工事の入札について、入札主催者であるDから突然、当該工事の入札中止の連絡を受け、同月〇日には、Dの入札担当者から、談合疑惑があるとして、被災者に対して事情聴取が行われたとのことである。その後、同年〇月〇日、〇日、被災者は、Dの担当者から入札に関し疑念をもたれたことについて、会社及び支店への事情説明に迫られ、同月〇日の午前〇時過ぎ、自宅にて縊死した。

請求人は、被災者の死亡は、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会の意見書によると、被災者には、明らかな症状出現及び精神障害の発病を確認できるものは認められず、精神障害を発病したものとは認められないと所見されている。一方、請求代理人は、自殺前、被災者の食欲のなさや疲れた状態について述べる請求人の申述及びE医師の意見書などを根拠に、被災者が自殺前に、精神障害を発病していた旨主張する。

そこで、請求代理人の上記主張を踏まえ、当審査会において、本件の一件記録から改めて被災者の精神障害の発病の有無について検討したが、被災者の自殺に至るまでの経緯等に鑑みて、当審査会としても被災者は精神障害を発病したものとは認められないとの専門部会の意見を妥当なものとして判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定している。当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 上記(1)のとおり、被災者は精神障害を発病していたものとは認められないことから、認定基準に示された精神障害の労災認定要件「対象疾病に該当する精神障害を発病していること」を満たさず、被災者の死亡は業務上の事由に

よるものとは認められないものと判断する。

(4) なお、請求人及び請求代理人は、被災者が精神障害を発病していたとみるべきである旨強く主張するので、念のため、当審査会において、被災者が、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間に精神障害を発病していたと仮定して、当該時期以前おおむね6か月間における業務による心理的負荷について検討したところ、以下のとおりとなる。

ア 「特別な出来事」について認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 被災者の死亡前おおむね6か月の間に恒常的長時間労働は認められない。

(イ) 被災者は、平成〇年〇月〇日にDの担当者から入札に関する事情聴取を受けた事実が認められる。当該出来事に関連して、請求代理人は、被災者には認定基準別表1の「自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた」(平均的な心理的負荷の強度はⅡ)に該当する出来事があった旨主張する。しかし、認定基準別表1の「自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた」は、原因に本人が関与していない場合に該当するものであり、本件においては、原因に被災者が関与しているため、認定基準別表1の「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」(平均的な心理的負荷の強度はⅢ)に該当するとみるのが相当である。

また、Fは、要旨、被災者は疑念を抱かれた段階にあり、会社に損害を与えたわけではなく、処分やペナルティは考えられず、Dの入札中止決定は社会的に会社の信用を著しく傷つけるほどの失敗ではなかった旨申述している。この点、請求人は、疑惑をかけられたこと自体を問題視した被災者の発言について言及するが、被災者が平成〇年〇月〇日から同年平成〇年〇月〇日の期間に行ったことは、Dからの事情聴取と会社に対する事情説明であること、また、被災者は談合の事実は無かったと潔白を主張していること、さらに、責任追及をされた事実も見当たらないことなどを勘案すると、当該出来事が客観的にみて、大きな心理的負荷となるものとは認め

められない。一方で、Dからの事情聴取書をみると、被災者がDの担当者から疑念を持たれた様子がかがわれること、また、会社も、仮に本契約までに不祥事が発生した場合は、Gの工事に与える影響を否定し難いこと自体は認めており、こうした状況を踏まえれば、当該事実は、少なからず被災者の心理的負荷となっていたものと推認される。

したがって、上記事情を総合的に勘案し、当審査会は、当該事実の業務による心理的負荷の総合評価を「中」と判断する。

ウ また、請求代理人は、被災者には、「顧客や取引先から無理な注文を受けた」、「業務に関連し、違法行為を強要された」、「新規事業の担当となった」、「ノルマが達成できなかった」に該当する出来事があったと主張するが、客観的にみて当該出来事に該当すると認めるに足る事実は確認できず、当該主張は採用できない。

エ 業務以外の出来事による心理的負荷及び個体側要因については、決定書理由第2の2の(2)のエに説示するとおりであるため、これを引用する。

(5) したがって、被災者が精神障害を発病していたと仮定して検討しても、業務による心理的負荷の全体評価は「中」であり、「強」には至らず、上記(3)の結論を左右しない。

4 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。